

令和 6 年度

住民サービス事業一覧

(子育て支援・移住定住支援・農業者支援など)

- ①**広報紙** 町内会・常会に加入された方は、町内会長に申し込みください。個人の方は、役場総務部に申し出ください。(38-3111) 郵送で対応いたします。
- ②**メール** 町では、防災や各種行政・イベント情報のメール配信サービスを行っています。毎日暮らしに役立つ新しい情報を配していますので登録をお願いいたします。

「勝央町メール配信サービス」：QRコード対応の携帯での申し込みは、こちらから



- ③**ホームページ** <http://www.town.shoo.lg.jp> 町政全般の行政情報やイベント・お知らせを配信しています。
- ④**防災行政無線** 新規受付を行っています。防災や各種行政・イベント情報を毎日朝晩放送しています。
- ⑤**「しょうおうナビ」** 民間サービスで、各携帯キャリアストアからアプリをダウンロード。ホームページ、メール等を見ることができます。

自治会（町内会・常会）に加入しましょう！

最近では、生活様式や価値観が多様化して、近所の人々との親睦やふれあい、相互扶助などの生活関係が希薄となりつつあります。自治会は、ご近所同士のふれあいや支えあいによって住みよいまちづくりを行うために、地域住民の方々によって組織されている自主組織です。皆さんもお住まいの地域で自治会に加入し、いざというときに助け合えるご近所のきずなづくりをしていきましょう。加入については、お住まいの地域の役員さんにおたずねください。

お知らせ

news

子育てに関する相談・手続きをワンストップに！ 子どもや子育てのことは…「こども未来室」へご相談ください

問 こども未来室 ☎38-1192 (健康福祉部☎38-7102でも対応できます)

令和6年4月から、総合保健福祉センター内に新しく子どもや子育て支援を専門とする部署ができます。

妊娠・出産・主に乳幼児期の子育てに関する相談支援を行っている健康福祉部で、これまで教育振興部で行っていた学齢期以降の子育て支援・不登校引きこもり支援・貧困対策・就労支援までの業務を一体的に実施することになります。



●健康福祉部(総合保健福祉センター)、教育振興部など複数の部署に分かれていた事業を取りまとめ(一部除く)、「こども未来室(健康福祉部内)」が担当窓口となります。

| | |
|--------|--|
| 妊娠・出産 | 母子手帳の交付、妊産婦健診、不育治療、出産・子育て応援給付金、産後ケア 等 |
| 乳幼児期 | 赤ちゃん訪問、子育て広場、母子クラブ、保育園、一時保育、ファミリーサポートセンター(育児型)、病児保育、乳幼児健診、小児予防接種 等 |
| 学童～思春期 | 子ども・若者サポートネット、放課後児童クラブ 等 |
| その他 | 子どもや子育てに関する相談、子育てボランティアの養成 等 |

※下記の内容は、変更ありません。

【税務住民部】出生届、児童手当、児童扶養手当、乳幼児及び児童生徒等医療費助成制度

【教育振興部】町立学校の転入・転出

●子育てに関する相談等をワンストップで行えるように、複数部署で申請を受け付けます。手続きでお困りのときは、それぞれの申請の担当部署の職員がビデオ通話で対応します。

| 複数部署で受付可能な申請手続き(例) | 受付可能な窓口 |
|--|--|
| チャイルドシートの購入助成(担当:総務部) | ・こども未来室 (総合保健福祉センター) ・税務住民部(役場本庁) ・教育振興部(公民館) |
| 小児医療費の償還払い申請、児童手当の申請 (担当:税務住民部) | |
| 小児予防接種の償還払い申請、出産・子育て応援給付金の申請 (担当:健康福祉部) | |

目次

| 子育て支援住民サービス事業一覧 | | | |
|-----------------|----------|--------------------------|-----|
| 番号 | 分類 | 事業名 | ページ |
| 1 | 妊娠・出産 | 母子手帳の交付 | 1 |
| 2 | 妊娠・出産 | 母子手帳アプリ（母子モ） | 1 |
| 3 | 妊娠・出産 | 不育治療助成事業 | 1 |
| 4 | 妊娠・出産 | 助産師さんの子育てサロン♪ | 2 |
| 5 | 妊娠・出産 | 助産師さんの産婦訪問 | 2 |
| 6 | 妊娠・出産 | 誕生記念品 | 2 |
| 7 | 妊娠・出産 | 誕生祝い金 | 2 |
| 8 | 妊娠・出産 | 有料ゴミ袋配布 | 3 |
| 9 | 子育て | 乳幼児・児童生徒等医療費補助 | 3 |
| 10 | 子育て | 児童手当 | 3 |
| 11 | 子育て | 遺児激励金 | 4 |
| 12 | 子育て | 未熟児養育医療の給付 | 4 |
| 13 | 子育て | 子育ての手引きの配布 | 4 |
| 14 | 子育て | 赤ちゃん訪問 | 4 |
| 15 | 子育て | 乳児健康診査 | 5 |
| 16 | 子育て | 1歳6か月児検診・3歳児検診 | 5 |
| 17 | 子育て | 赤ちゃんとママのための運動教室 | 5 |
| 18 | 子育て | もぐもぐ離乳食教室 | 6 |
| 19 | 子育て | 勝央町子育てかがやきネットなないろ（母子クラブ） | 6 |
| 20 | 子育て | なないろサロン | 6 |
| 21 | 子育て | ファミリー・サポート・センター（育児型） | 7 |
| 22 | 子育て | ももっこカード | 7 |
| 23 | 子育て | 育成医療の給付 | 7 |
| 24 | 子育て | 子どものショートステイ | 8 |
| 25 | 子育て | 療育支援 | 8 |
| 26 | 子育て | 子育て広場「ちゃお！」 | 8 |
| 27 | 子育て | 子育て包括支援センター | 8 |
| 28 | 子育て | チャイルドシート推進助成金 | 9 |
| 29 | 子育て | 未就園児子育て給付金 | 9 |
| 30 | 入園・入学 | 副食費・保育料・延長保育料 | 9 |
| 31 | 入園・入学 | 副食費・保育料 | 10 |
| 32 | 入園・入学 | 副食費・保育料 | 10 |
| 33 | 入園・入学 | 勝央町保育所等給食費補助 | 11 |
| 34 | 入園・入学 | 就学援助費 | 11 |
| 35 | 入園・入学 | 特別支援教育就学奨励費 | 11 |
| 36 | 入園・入学 | 勝央町通学自転車購入助成金 | 12 |
| 37 | 入園・入学 | 勝央町学校給食費補助 | 12 |
| 38 | 入園・入学 | 小中学校入学手続き | 12 |
| 39 | 入園・入学 | 指定校変更手続き | 13 |
| 40 | 入園・入学 | 区域外就学手続き | 13 |
| 41 | 入園・入学 | 小中学校就学（転校）手続き | 13 |
| 42 | 入園・入学 | 学童保育（放課後児童クラブ） | 13 |
| 43 | 入園・入学 | 放課後子ども教室「わくわくスクール」 | 14 |
| 44 | 入園・入学 | 放課後子ども教室「ふたば教室」 | 14 |
| 45 | 学齢期から39歳 | 勝央町子ども若者サポートネット | 15 |
| 46 | 家庭生活（健康） | 予防接種事業 | 15 |

| 移住定住・農業支援住民サービス事業一覧 | | | |
|---------------------|-------------|----------------------------------|-----|
| 番号 | 分類 | 事業名 | ページ |
| 1 | 移住定住 | 空き家バンク制度 | 16 |
| 2 | 移住定住 | 定住促進補助金 | 17 |
| 3 | 移住定住 | 新築住宅普及促進事業補助金 | 18 |
| 4 | 移住定住 | 運転不安解消事業 | 18 |
| 5 | 移住定住 | 勝央町空き家片づけ事業補助金 | 19 |
| 6 | 移住定住 | 勝央町結婚祝金 | 20 |
| 7 | 移住定住 | 勝央町結婚新生活支援事業 | 21 |
| 8 | 移住定住 | 勝央町移住支援金交付事業 | 22 |
| 9 | 家庭生活（まちづくり） | 勝央町建築物耐震診断等事業 | 23 |
| 10 | 家庭生活（まちづくり） | 勝央町木造住宅耐震改修事業 | 24 |
| 11 | 家庭生活（まちづくり） | 勝央町木造住宅普及促進事業 | 25 |
| 12 | 家庭生活（農林） | 多面的機能支払交付金（農地維持支払） | 25 |
| 13 | 家庭生活（農林） | 多面的機能支払交付金（資源向上支払【共同】） | 25 |
| 14 | 家庭生活（農林） | 多面的機能支払交付金（資源向上支払【長寿命化】） | 26 |
| 15 | 家庭生活（農林） | 中山間地域等直接支払交付金 | 26 |
| 16 | 家庭生活（農林） | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 26 |
| 17 | 家庭生活（農林） | 経営所得安定対策 | 27 |
| 18 | 家庭生活（農林） | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ） | 27 |
| 19 | 家庭生活（農林） | 機構集積協力金交付事業 | 27 |
| 20 | 家庭生活（農林） | 経営体育成支援事業（融資主体型補助事業） | 27 |
| 21 | 家庭生活（農林） | 農業次世代人材投資事業 | 28 |
| 22 | 家庭生活（農林） | 就農促進トータルサポート事業 | 28 |
| 23 | 家庭生活（農林） | 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 28 |
| 24 | 家庭生活（農林） | 農業制度資金の利子助成制度 | 29 |
| 25 | 家庭生活（農林） | 産地パワーアップ事業 | 29 |
| 26 | 家庭生活（農林） | ハイブリッド産地育成推進事業 | 29 |
| 27 | 家庭生活（農林） | 危険木伐採事業補助金 | 30 |
| 28 | 家庭生活（農林） | 農業用施設災害復旧緊急対策事業交付金 | 30 |

目次

| その他ライフステージ別住民サービス事業一覧 | | | |
|-----------------------|-------------|----------------------------|-----|
| 番号 | 分類 | 事業名 | ページ |
| 1 | 家庭生活（防災・防犯） | 防災士資格取得助成金 | 31 |
| 2 | 家庭生活（防災・防犯） | LED防犯灯の設置補助 | 31 |
| 3 | 家庭生活（防災・防犯） | 消防施設等整備費補助金 | 32 |
| 4 | 家庭生活（防災・防犯） | 防災行政無線個別受信機設置 | 32 |
| 5 | 家庭生活（防災・防犯） | 防災Wi-Fiの利用 | 32 |
| 6 | 家庭生活（まちづくり） | 地域づくり一括交付金 | 33 |
| 7 | 家庭生活（まちづくり） | 特色ある地域づくり事業交付金 | 33 |
| 8 | 家庭生活（まちづくり） | 勝央町公会堂新築工事費補助金交付 | 34 |
| 9 | 家庭生活（まちづくり） | 勝央町光ブロードバンド基盤整備費補助事業 | 34 |
| 10 | 家庭生活（健康） | ひとり親家庭医療費 | 34 |
| 11 | 家庭生活（健康） | がん検診 | 34 |
| 12 | 家庭生活（健康） | 高齢者健診 | 34 |
| 13 | 家庭生活（健康） | 特定健診 | 35 |
| 14 | 家庭生活（健康） | 金時健幸ポイント事業 | 35 |
| 15 | 家庭生活（農林） | 緑の募金支部緑化事業 | 35 |
| 16 | 家庭生活（商工） | 勝央町商工融資 | 35 |
| 17 | 家庭生活（商工） | 創業支援事業補助金 | 36 |
| 18 | 家庭生活（省エネ） | 勝央町省エネ促進事業補助金 | 37 |
| 19 | 家庭生活（その他） | 海外派遣研修助成金 | 38 |
| 20 | 家庭生活（その他） | 勝央町名木保護育成年金 | 38 |
| 21 | 生涯学習 | 学習会事業助成 | 38 |
| 22 | 生涯学習 | 地域芸術文化振興助成事業 | 39 |
| 23 | 生涯学習 | 勝央町スポーツ・文化芸術大会等出場者激励金 | 39 |
| 24 | 生涯学習 | スポーツ少年団育成事業 | 39 |
| 25 | 生涯学習 | 社会体育一般事務経費 | 39 |
| 26 | 生涯学習 | 地域スポーツ振興（普通助成金） | 39 |
| 27 | 生涯学習 | ブックスタート事業（ブックスタート・セカンドブック） | 40 |
| 28 | 生涯学習 | こども芸術体験講座ちるどれんずあーとプログラム | 40 |
| 29 | 高齢・介護・障がい者 | 勝央町心身障害児扶養者報償金 | 40 |
| 30 | 高齢・介護・障がい者 | 心身障害者医療補助 | 40 |
| 31 | 高齢・介護・障がい者 | 配食サービス事業 | 41 |
| 32 | 高齢・介護・障がい者 | 日常生活自立支援事業 | 41 |
| 33 | 高齢・介護・障がい者 | 生活福祉資金貸付制度 | 41 |
| 34 | 高齢・介護・障がい者 | 障害者等日常生活用具給付等事業 | 41 |
| 35 | 高齢・介護・障がい者 | 補装具費支給事業 | 41 |
| 36 | 高齢・介護・障がい者 | 難聴児補聴器交付事業 | 42 |
| 37 | 高齢・介護・障がい者 | 特定疾患闘病者激励金 | 42 |
| 38 | 高齢・介護・障がい者 | シルバーカード | 42 |
| 39 | 高齢・介護・障がい者 | 敬老祝い金 | 42 |
| 40 | 高齢・介護・障がい者 | 介護保険負担限度額認定 | 43 |
| 41 | 高齢・介護・障がい者 | 家族介護用品支給事業 | 43 |
| 42 | 高齢・介護・障がい者 | 緊急通報システム設置事業 | 44 |
| 43 | 高齢・介護・障がい者 | ファミリー・サポート・センター（生活援助型） | 44 |
| 44 | 高齢・介護・障がい者 | プール利用助成制度 | 44 |
| 45 | 高齢・介護・障がい者 | 特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成事業 | 45 |
| 46 | 高齢・介護・障がい者 | 安全運転支援装置補助金 | 45 |
| 47 | お悔み | 斎場使用料 | 46 |
| 48 | 家庭生活（土木・災害） | 災害土砂等取り除き補助金 | 46 |
| 49 | 家庭生活（その他） | 消費生活相談 | 46 |

| 上下水道関係住民サービス事業一覧 | | | |
|------------------|------------|---------------|-----|
| 番号 | 分類 | 事業名 | ページ |
| 1 | 家庭生活（上下水道） | 水道用料金 | 47 |
| 2 | 家庭生活（上下水道） | 水道分担金 | 47 |
| 3 | 家庭生活（上下水道） | 水道手数料 | 48 |
| 4 | 家庭生活（上下水道） | 下水道使用料金 | 49 |
| 5 | 家庭生活（上下水道） | 下水道受益者負担金 | 50 |
| 6 | 家庭生活（上下水道） | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 50 |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|--------------|---|---|---|
| 1 | 妊娠・出産 | 母子手帳の交付 | 妊婦 | <p>妊娠→勝央町総合保健福祉センターへ届出をしてください。「母子手帳」と「母子保健ガイド」をお渡しします。</p> <p>「母子手帳」とは妊娠中の記録や生まれたお子さんの健康診査・予防接種などを記録するものです。</p> <p>「母子保健ガイド」とは妊娠中と生まれた赤ちゃんが満1歳になるまでの間に、医療機関で一般健康診査等を受診する際、下記の受診券が使える、受診できます。</p> <p>・妊婦一般健康診査14回分、超音波検査4回分、血液検査2回分、妊婦クラミジア抗原検査1回分、B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査1回分、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査1回分、乳児一般健康診査2回分、産婦健康診査2回分</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | 妊婦一般健康診査受診票は、岡山県内の医療機関内で使えます。県外の医療機関等を受診される場合は、償還払いとなります。（文書料等は支払いの対象外） |
| 2 | 妊娠・出産 | 母子手帳アプリ（母子モ） | 妊婦から子育て中の親子 | <p>妊娠中の記録や生まれたお子さんの健康診査・予防接種などを記録したり、予防接種時期や町からのイベント、子育て情報などが届きます。また、お子さんの成長記録や楽しい思い出を家族で共有できる機能もあります。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 3 | 妊娠・出産 | 不育治療助成事業 | 申請日現在、勝央町に1年以上在住し、かつ婚姻している夫婦で、指定医療機関で不育と診断され、医療機関で治療を行った人 | <p>不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育治療費の一部を助成する制度です。受付期間：治療に限る治療費の支払いが終了した年度末まで。（3月15日から31日までに支払いを終了した場合は4月15日まで）不育治療のために支払った保険適応外の医療費で、1年度につき30万円を上限。1人15万円を限度とします。</p> <p>申請書類：申請書、不育治療受診等証明書、領収書、健康保険証の写しなど</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|-------------------|--------------------|---|---------------------------------------|
| 4 | 妊娠・出産 | 助産師さんの子育てサロン ♪ | 妊産婦から1歳のお誕生日までの親子 | <p>助産師さんのサロンです。おっぱいの相談や出産にむけての相談から、産後の母乳育児の相談など、みんなで話をしながらリラックスしましょう。時間内であれば出入り自由です。</p> <p>第4水曜日の10時～11時30分。参加費無料。詳細については子育ての手引き・広報紙・母子手帳アプリ「母子モ」に記載しています。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | 申し込み不要です。母子手帳は必ずご持参ください。 |
| 5 | 妊娠・出産 | 助産師さんの産婦訪問 | 出産後概ね2カ月までの産婦とその家族 | <p>①母子モでの「新生児訪問アンケート」で訪問希望と回答する、もしくは②こども未来室（総合保健福祉センター内）に連絡することで申し込みができます。決定通知のはがきが届き、助産師さんから電話連絡があります。後日訪問。（訪問時間は概ね1時間程度） 母乳育児や子育てに関する相談に応じます。</p> <p>1回500円</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 6 | 妊娠・出産 | 誕生記念品 | 子の出生届のあった父又は母 | <p>マグボトル及び誕生証書 出生届出時にお渡しします。</p> <p>■問い合わせ先 税務住民部 38-3115</p> | |
| 7 | 妊娠・出産 | 誕生祝い金 | 子の出生届のあった父又は母 | <p>出産祝い金 30,000円 勝央町に6か月以上在住が要件で、出生届出時に申請してください。</p> <p>■問い合わせ先 税務住民部 38-3115</p> | 出生時に在住期間が6か月に満たない方は、6か月に達した時点で支給されます。 |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|----------------|------------------------|---|---|
| 8 | 妊娠・出産 | 有料ゴミ袋配布 | 子の出生届のあった父又は母 | <p>勝央町に住民登録をする出生届を出された場合、有料ゴミ袋10枚入りを12個をお渡しします。</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | |
| 9 | 子育て | 乳幼児・児童生徒等医療費補助 | 満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで | <p>医療費自己負担分が無料 出生児の保険証ができたら申請にお越しください。（勝央町国保の場合は、出生届出時に発行します。）</p> <p>■問い合わせ先 税務住民部 38-3115</p> | |
| 10 | 子育て | 児童手当 | 対象児童の保護者 | <p>◇手続概要 出生・転入ほか各種届出時にご案内します。</p> <p>◇詳細内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校終了まで <ul style="list-style-type: none"> 第1子・第2子 10,000円 第3子 15,000円 ○中学生 一律10,000円 ○所得制限限度額以上の受給者は、一律5,000円（特例給付） <p>※令和6年10月分から所得制限なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○0～3歳未満 第1子・第2子 15,000円 ○3歳～高校生年代まで <ul style="list-style-type: none"> 第1子・第2子 10,000円 ○第3子以降 一律30,000円 <p>■問い合わせ先 税務住民部 38-3115</p> | <p>請求に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者の保険証 ・受給者名義の口座 |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----|------------|-------------------------------------|---|-----|
| 11 | 子育て | 遺児激励金 | 遺児 | <p>○入学激励金 1人につき50,000円 ○卒業激励金 1人につき50,000円 ○保護者死亡見舞金 1人につき50,000円 ※入学激励金、卒業激励金は生活保護（に準ずると町長が認めた場合）のみに支給します。</p> <p>■問い合わせ先 税務住民部 38-3115</p> | |
| 12 | 子育て | 未熟児養育医療の給付 | 出生児体重2,000g以下などの未熟児のお子さん | <p>未熟児のお子さんで入院して養育を受ける必要があると医師が認めた場合、指定した医療機関で医療費を助成します。申請に際して医師意見書が必要になりますのでかかりつけの医療機関にご相談の上、申請してください。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 13 | 子育て | 子育ての手引きの配布 | 0歳～3歳児までの子をもつ全世帯、生後まもなくの赤ちゃんの世帯、転入児 | <p>保健師の赤ちゃん訪問の際及び転入時にお渡しします。手引きには乳幼児健診の日程、予防接種、勝央町子育てかがやきネットなないろの紹介、保育園、一時保育、ファミリーサポートセンター、離乳食教室、助産師サロン、ベビーマッサージ、子どものショートステイ、病児保育等勝央町で受けられるサービスを紹介します。紛失された方、手元に届かない方は勝央町総合保健福祉センターへ申し出てください。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 14 | 子育て | 赤ちゃん訪問 | 生後4ヵ月までの赤ちゃん対象 | <p>赤ちゃんが生まれた家庭を愛育委員、保健師が全戸訪問します。内容は、出生後4ヵ月までの赤ちゃんの体重測定、予防接種等サービスの紹介、育児相談等を行います。里帰り等で訪問時期が遅れる方に対しては「赤ちゃん訪問」セットを郵送で送らせていただいています。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----|---------------------|-------------------------------------|---|--|
| 15 | 子育て | 乳児健康診査 | 乳児（生後3～4ヵ月児、6～8ヵ月児、9～10ヵ月児） | <p>生後6～8ヵ月及び9～10ヵ月の2回、病院で無料で健診を受ける事ができます。生後4～5ヵ月児健診は町保健センターで集団で行われます。対象児には健診1か月前に郵送で問診票等が届きます。健診日は年度当初に配布する子育ての手引き、勝央町のホームページに掲載します。各健診では、小児科医師による診察、発育・発達の確認、または保健師、栄養士、臨床心理士が子育てに関して相談に応じます。栄養委員の離乳食の試食コーナー、図書館からの絵本のプレゼント（ブックスタート）もあります。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 16 | 子育て | 1歳6ヵ月児検診 3歳児検診 | 1歳6ヵ月児（1歳6ヵ月～8ヵ月） 3歳児（3歳6ヵ月～8ヵ月） | <p>1歳6ヵ月児健診及び3歳児健診は町保健センターで集団で行われます。対象児には健診1か月前に郵送で問診票等が届きます。健診日は年度当初に配布する子育ての手引き、勝央町のホームページに掲載します。各健診では、小児科医師による診察、発育・発達の確認、または保健師、栄養士、臨床心理士が子育てに関して相談に応じます。栄養委員のおやつ試食コーナーもあります。3歳児健診では、図書館からの絵本のプレゼント（セカンドブック）もあります。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 17 | 子育て | 赤ちゃん和妈妈のための 運動教室 | 赤ちゃんとその親子 | <p>「ベビー・マッサージとママケア」は赤ちゃんへのマッサージやお母さんの体のケアを行います。講師は健康運動指導士・コンディショニングインストラクターの資格をお持ちです。 第3水曜日の10時～11時30分。参加費無料。詳細については子育ての手引き・広報紙・母子手帳アプリ「母子モ」に記載しています。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | <p>申込不要です。持ち物等詳細は子育ての手引き・母子手帳アプリ「母子モ」でご確認ください。</p> |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----|----------------------------------|--------------------------|--|---|
| 18 | 子育て | もぐもぐ離乳食教室 | 妊婦～1歳のお誕生日までの赤ちゃんをもつ親子対象 | <p>「もぐもぐ離乳食教室」では、お母さん方が調理実習を行います。それぞれの月齢の形態にあわせたものを作ります。その間愛育委員が赤ちゃんの託児を行います。</p> <p>参加費無料。日時は子育ての手引き・広報紙に記載しています。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | もぐもぐ離乳食教室は必ず申し込みが必要です。(定員あり) 離乳食教室で持ってくる物は手引きや広報紙等をご確認ください。 |
| 19 | 子育て | 勝央町子育てかがやきネット なないろ (母子クラブ) | 勝央町在住で、子育て中の家族、妊婦 | <p>子育て中の家族なら誰でも入れる自主活動を中心としたクラブです。(クラブによって子供の年齢制限あり。) 勝間田小学校区対象のペンギンクラブ・勝央北小学校区対象のわくわくクラブ・全町対象の美人会の3つのクラブがあります。ボランティア、地域福祉組織、行政と一緒に様々な企画、運営をしています。</p> <p>活動内容：親子イベント、社会見学、プレー・パーク、なないろサロン、視察研修、講演会など</p> <p>母子手帳アプリ「母子モ」にも案内を記載しています。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 20 | 子育て | なないろサロン | 親子、ママだけでもOK | <p>子育て真っ最中のママが自主的に活動しているサロンです。育児用品リサイクルコーナーやワークショップ、茶話会等幅広い活動を計画しています。</p> <p>第4火曜日の午前。どなたでも気軽においでください。日時・内容等詳細は子育ての手引き、母子手帳アプリ「母子モ」でご確認ください。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----|--------------------------|--|---|--|
| 21 | 子育て | ファミリー・サポート・センター (育児型) | <p>提供会員：心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、センターが認める講習会を受講した人、若しくは同等の知識を有する人</p> <p>依頼会員：町内に居住し、0歳児から小学6年生までの子どもがいる人</p> <p>※両方を兼ねた両方会員になることもできます。</p> | <p>子育てを援助したい人（提供会員）と子育ての援助を受けたい人（依頼会員）注1）が会員となって、お互いに子育てを助けあう組織です。会員になるために入会・登録が必要です（無料）。利用する際に依頼会員は規定の利用料金を提供会員に支払います（注2）。援助の内容等詳細は子育ての手引きでご確認ください。ひとり親世帯への利用料の半額助成も行っています。（1か月あたり1万円を助成上限額）</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | <p>（注1）依頼会員：0歳児から小学校6年生までの子どもがいる人</p> <p>（注2）月～金曜日（祝日以外）午前8時30分～17時まで500円。上記以外の日にち・時間帯800円</p> |
| 22 | 子育て | ももっこカード | 妊娠中の人及び小学校6年生以下の児童をもつ家庭 | <p>子育て家庭の方が「ももっこカード」を協賛店舗で提示すると、店舗のご厚意により、割引やポイント割増など店舗独自のサービスを受けることができます。ももっこカードを利用できる協賛店舗には、協賛証やステッカーが掲示されています。詳細は岡山県ホームページをご覧ください。</p> <p>■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | 勝央美術文学館でも利用可 (家族全員100円引) |
| 23 | 子育て | 育成医療の給付 | 現在障がいを持っている、または抱えている疾患を放置すると将来的に障がいを残すと認められる場合に、それを治療するための医療が対象。（18歳未満） | <p>医療機関に相談の上、該当になるかご確認の上、申請をしてください。</p> <p>■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----|-------------|------------------------------|---|-----|
| 24 | 子育て | 子どものショートステイ | 18歳未満のお子さん | <p>急な入院、下の子の出産などで子どもをみる事ができなくなったとき、7日間まで児童養護施設でお預かりします。</p> <p>○利用期間：7日/回 ○利用負担金：2歳未満5,350円/日、2歳以上2,750円/日 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯及びひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）は減免あり</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 25 | 子育て | 療育支援 | 発達・発達が気になり、育てにくさを感じる親子 | <p>保健師、臨床心理士等の相談や当町の発達支援教室「おやこ教室」を通じて、子どもの育つ力を引き出す関わりを共に考え、親子の愛着形成を支援します。お子さんに必要な療育機関等への紹介や各種福祉サービスのご紹介も行います。</p> <p>■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | |
| 26 | 子育て | 子育て広場「ちゃお！」 | 妊娠中から未就園児の親子（午後からは保育園児の利用も可） | <p>月・水・金午前10時から午後3時まで、勝央町総合保健福祉センターの大和室と中庭を開放しています。登録制ですが、入会金・年会費は無料です。食育サロンも行っております。お気軽にご利用ください。詳細は広報紙・子育ての手引き・パンフレット・母子手帳アプリ「母子モ」をご覧ください。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 27 | 子育て | 子育て包括支援センター | 妊婦から子育て中の親子 | <p>妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支援します。保健師・栄養士・先輩ママ（子育て支援員・子育てボランティアしょうおう）たちが支援します。お困り事があれば、様々なサービスにつなげていきますので、気軽にご相談ください。詳細は広報紙・子育ての手引き・パンフレット・母子手帳アプリ「母子モ」をご覧ください。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|---------------|---|--|---|
| 28 | 子育て | チャイルドシート推進助成金 | 町内に居住する、申請日において3歳以下の子どものためにチャイルドシートを購入した保護者 | <p>◇助成金額 上限1万円（3歳以下の子ども1人につき、1回1台）</p> <p>◇対象物 国の安全基準に適合したチャイルドシート（新品に限る）</p> <p>◇申請の流れ ①チャイルドシート購入、②購入から6ヶ月以内に申請</p> <p>◇必要書類 申請書、運転免許証の写し、領収書等の写し</p> <p>※インターネット購入の場合は、金額やお届け先、品名等が分かるスクリーンショット等を電子メールにて提出</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | |
| 29 | 子育て | 未就園児子育て給付金 | 生後7か月から小学校入学までの児童のいる家庭 | <p>◇勝央町に住民票があり、現に居住している生後7か月から小学校入学までの児童を保育園等に通わず、ご家庭で子育てしている家庭に給付金を支給します。</p> <p>給付金の金額は、児童一人につき、月額1万円です。</p> <p>支給を受けるには、申請が必要となります。</p> <p>■問い合わせ先 こども未来室 38-1192・健康福祉部 38-7102</p> | |
| 30 | 入園・入学 | 副食費・保育料・延長保育料 | 保育園入園対象者のうち、ひとり親または在宅障害者（児）がいる世帯 | <p>◇ひとり親または在宅障害者（児）のいる世帯で、市町村民税所得割額が非課税の世帯は、副食費もしくは保育料および延長保育料について全額免除</p> <p>■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | <p>○「副食費」とは、3～5歳児にかかる利用者負担</p> <p>○「保育料」とは、0～2歳児にかかる利用者負担</p> <p>○「延長保育料」とは、延長保育を利用した際にかかる利用者負担</p> |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|---------|----------------------------------|---|---|
| 31 | 入園・入学 | 副食費・保育料 | 保育園入園対象者のうち、ひとり親または在宅障害者（児）がいる世帯 | <p>◇ひとり親で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯または在宅障害者(児)のいる世帯で、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、副食費または保育料について、第1子は半額免除、第2子以降は全額免除</p> <p>■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | <p>○4月から8月までの副食費・保育料については、前年度の市町村民税所得割額額、9月から3月までの副食費・保育料については本年度の市町村民税所得割額により算定。</p> |
| 32 | 入園・入学 | 副食費・保育料 | 保育園入園対象者 | <p>◇市町村民税が非課税の世帯または市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は副食費全額免除</p> <p>市町村民税所得割額が57,700円未満で、同一生計の兄弟が1人いる児童が入園する場合は保育料半額免除</p> <p>◇市町村民税所得割額が57,700円以上で、保育園・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設等に入所または通園している兄弟が1人いる場合は、副食費または保育料半額免除</p> <p>◇同一生計の兄弟が2人以上いる児童(第3子以降)が入園する場合は、副食費または保育料全額免除</p> <p>■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|--------------|---|---|--|
| 33 | 入園・入学 | 勝央町保育所等給食費補助 | 保育園・幼稚園・認定こども園（町外施設を含む）に通園する3歳児から5歳児までの子ども | <p>◇保育所等から徴収される給食費（主食費＋副食費）の半額を補助</p> <p>◇町立保育園の場合は、健康福祉部にて給食費の減額手続きを行い、給食費の半額を徴収します。</p> <p>◇町立保育園以外の保育所等の場合の交付方法は、保育所等によって、保育所等が補助金を代理受領し、保護者の支払いを減額する方法と一度保育所等に給食費を支払っていただき、その後、半額相当分を償還払いする方法があります。</p> <p>◇補助金の上限：主食費1,000円/月・副食費2,400円/月</p> <p>■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | |
| 34 | 入園・入学 | 就学援助費 | <p>①現在生活保護（教育扶助）を受けている人。※修学旅行費のみ</p> <p>②「要保護者」に準ずる程度に生活に困っており、準要保護の要件に当てはまる人</p> | <p>学用品・新入学児童生徒学用品費等・給食費、中学校の宿泊研修に係る費用を補助します。</p> <p>各学期末ごとに援助費を保護者口座へ振り込みます。</p> <p>※次年度に勝央町立小中学校に入学する入学予定者には、入学準備学用品費を入学前に支給することができます。（申請が必要）</p> <p>毎年1月頃、対象者に案内を送付します。</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | 毎年4月に所属学校を通じて申請に係る案内を配布します。（毎年度の申請が必要） |
| 35 | 入園・入学 | 特別支援教育就学奨励費 | 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒等 | <p>学用品・新入学児童生徒学用品費等・給食費、中学校の宿泊研修に係る費用のうち、5割程度を補助します。（うち、学用品費・新入学児童生徒学用品については、国が示す基準額の5割。）</p> <p>各学期末ごとに奨励費を保護者口座へ振り込みます。</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | 毎年度申請が必要。所属校を通じて対象者に案内する。 |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|---------------|--|---|---|
| 36 | 入園・入学 | 勝央町通学自転車購入助成金 | 勝央町に在住し、中学校に在籍する生徒 | <p>生徒の体力向上とともに自転車通学の推進を図ることを目的とし、在籍中一度のみ、生徒1人の申請につき10,000円を上限とし、支給する。ただし、購入金額が10,000円に満たない場合は、当該購入金額を支給します。</p> <p>自転車を購入後、領収書を貼付の上で申請してください。</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | 入学時だけでなく、在籍中であればいつでも申請可能。(理由に関わらず、買い直しの場合には認めない。) |
| 37 | 入園・入学 | 勝央町学校給食費補助 | 勝央町内の小・中学校に在籍する生徒及び勝央町に住所を有し、町外小・中学校課程 | <p>◇町が徴収する小・中学校の給食費の半額を免除</p> <p>◇町内小・中学校の場合は、教育振興部にて給食費の減額手続きを行い、給食費の半額を徴収します。</p> <p>◇町外小・中学校の場合は、教育振興部にて町内小・中学校の給食費の半額程度を給付します。</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | 町外学校通学者の場合は、その年度の2月頃に給付額と申請の案内を送付する。町内小・中学校の場合は、学校給食の申込書類等必要、半額免除の手続きは不要。 |
| 38 | 入園・入学 | 小中学校入学手続き | 町内に住所がある児童・生徒 | <p>町内に住所がある児童・生徒は、教育委員会が指定する小学校・中学校に入学することになります。</p> <p>入学する年の1月末までに自宅に「入学通知書」を送付します。</p> <p>「入学通知書」は大切に保管し、入学式当日に学校に持参してください。</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | 指定された学校に入学することができない事情がある場合は、指定学校変更手続きにより、指定学校を変更することができます。 |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|----------------|---|--|--|
| 39 | 入園・入学 | 指定校変更手続き | 町内に住所がある児童で、何らかの理由により指定されていない学校に通いたい人 | <p>勝央町内で指定校以外の学校に就学することを「指定校変更」といいます。ただし、この制度を利用する場合は、保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全についても責任を持つことを承諾することが条件となります。</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | 勝央町立学校における指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要綱(様式第1号：就学指定校変更申立書) |
| 40 | 入園・入学 | 区域外就学手続き | <p>①町内に住所がある児童・生徒で、何らかの理由により町外の学校への就学を希望する人</p> <p>②町外に住所がある児童・生徒で、何らかの理由により町内の学校への就学を希望する人</p> | <p>勝央町以外から勝央町内の学校に就学すること、または勝央町内から勝央町以外の学校に就学することを「区域外就学」といいます。ただし、この制度を利用する場合は、保護者が通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全についても責任を持つことを承諾することが条件となります。</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | 勝央町立学校における指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要綱(様式第2号：区域外就学申立書) |
| 41 | 入園・入学 | 小中学校就学（転校）手続き | <p>①町内に転入する児童・生徒</p> <p>②町外へ転出する児童・生徒</p> | <p>①町内に転入される場合：住所の異動（転入）手続きをされた後、新しく指定された学校に、転入前に在学していた学校で発行された書類などを提出してください。</p> <p>②町外に転出される場合：転出前に在学していた学校で転校に必要な書類（在学証明書・教科用図書（教科書）給与証明書）を受け取ってください。転出届を行うと「転出予定証明書」の交付を受け、転出先の住民課窓口にて転入届を行うと、転出先の教育委員会から「就学通知書」などの交付を受けますので、指定の学校にすみやかに提出してください。</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1752</p> | |
| 42 | 入園・入学 | 学童保育（放課後児童クラブ） | 町内在住の小学生を持つ保護者で、児童の放課後の生活支援を必要とする人 | <p>保護者が、仕事等により昼間家庭にいない小学校児童等の放課後の生活支援を行います。町内には、勝間田小学校区と勝央北小学校区にそれぞれ2施設があります。詳しくは、各児童クラブにお問い合わせください。</p> <p>■問い合わせ先 かつまだ学童クラブ（勝央町勝間田788） 38-6002 北小キッズクラブ（勝央町豊久田183） 080-1928-0363</p> | |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------|--------------------|--|---|------------------------------|
| 43 | 入園・入学 | 放課後子ども教室「わくわくスクール」 | 町内の小学生 | <p>勝央町内の小学生1年生から6年生までを対象に、放課後を利用して、様々な体験メニューをご用意し、異年齢の子ども集団の中で体験活動を行います。受講料4,000円程度（保険料込） 定員あり</p> <p>〔勝間田小学校区〕 毎週水曜日 午後3時～午後5時30分 会場：勝央町公民館</p> <p>〔勝央北小学校区〕 毎週水曜日 午後3時～午後5時30分 会場：植月コミュニティセンター</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | 毎年4月に募集、5月から事業開始（予定）。 |
| 44 | 入園・入学 | 放課後子ども教室「ふたば教室」 | 町内在住の小学生2～4年生の内、5歳児期に「おやこ教室」通った子どもとその保護者 | <p>勝央町内の小学生2年生から4年生の内、5歳児期に「おやこ教室」に通った子どもとその保護者を対象に、放課後を利用して、専門家による集団指導を行います。受講料4,000円程度（保険料込） 定員あり</p> <p>第2・4金曜日 午後4時30～午後6時 会場：勝央町公民館</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | 毎年4月に対象者に案内し募集、5月から事業開始（予定）。 |

子育て支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|---------------------|--|---|--------------------------|
| 45 | 学齢期から 39歳 | 勝央町子ども若者サポート ネット | 町内在住で、不登校・引きこもり・ ニートなどで悩みを抱える子ども、 若者とその保護者 | <p>不登校・引きこもり・ニートなど悩みを抱える子ども・若者を支援するためのネットワークです。勝央町公民館内に相談窓口を設けており、週3日（火曜日・水曜日・木曜日）相談員が対応いたします。不登校児童生徒の復学に向けての支援、引きこもり・ニートの若者の就労支援等を行います。詳しくは、教育振興部にお問い合わせください。</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | 勝央町子ども・若者サポートネット 設置要綱 |
| 46 | 家庭生活 (健康) | 予防接種事業 | 町内在住の乳幼児、児童 妊娠を希望する50才以下の女性 65歳以上の人 | <p>定期の予防接種及び任意接種の一部もしくは全額を助成する制度。</p> <p>○定期の予防注射については赤ちゃん訪問または個別通知にてお知らせしています。</p> <p>○小児インフルエンザ（満1歳から高校3年生相当の者に1回1,000円を助成）</p> <p>○大人の麻しん風しん（妊娠を希望する50才以下の女性と同居者に上限10,050円を助成）</p> <p>○高齢者肺炎球菌（満65歳以上の者に5,450円を助成。生涯1回のみ。）</p> <p>○高齢者インフルエンザ（満65歳以上の者は1回1,700円の自己負担で接種できる。毎年1回のみ）</p> <p>■ 問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|----------|--|--|-----|
| 1 | 移住定住 | 空き家バンク制度 | <p>【所有者（物件登録者）】 勝央町に空き家(居住用)を所有している人</p> <p>【利用希望者】 空き家に定住し、又は定期的に滞在し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより地域の活性化に寄与しようとする人</p> | <p>【所有者（物件登録者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申し込み受付後、現地確認・写真の撮影を行い、審査後町のホームページもしくは住まいる岡山（希望される場合）に掲載します。 <p>【利用希望者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望登録受付後、審査し、所有者情報を開示します。 <p>【交渉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者と利用希望者との交渉には、町は関与しません。 ・仲介者が必要な場合は、宅地建物取引業協会を紹介します。 <p>■ 問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|---------|---|--|-------------------|
| 2 | 移住定住 | 定住促進補助金 | <p>①5年以上暮らすための空き家を 購入若しくは賃借または無償で使 用する人であって、次の全てに該当 する人 ア) 生来町外に居住し、本町に定 住の意思をもって移住しようとする 人または移住後10年を経過しない 人 イ) 移住する世帯の世帯主は65 歳以下の人であること ② 10年以上賃貸または無償で① のア)、イ) すべてに該当する移住 者へ使用させる空き家を所有する 人</p> | <p>【改修】 《補助対象改修経費の総額に3分の1を乗じて得た額》 ①借り主が行う場合 ◇補助金10万円から70万円以内 ・改修工事費にともなう補助金上限50万円 ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円 ⇒ただし、工事費の額と補助金合計の額のいずれか低い額 ②所有者が行う場合 ◇補助金10万円から70万円以内 ・改修工事費にともなう補助金上限70万円（養育加算なし） ①②に共通 ◇町内の建築業者（個人事業主含む）が対象工事の施工業者であること ◇賃借等の契約成立後、6カ月以内に着手する工事であること ◇空き家の居住用に供する部分（店舗、倉庫等の用途に係るものを除く） に関し、機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事であること</p> <p>【購入】 《補助対象購入経費の総額（含む土地代）に2分の1を乗じて得た額》 ◇補助金20万円から100万円以内 ・購入費にともなう補助金上限80万円 ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円 ⇒ただし、購入費の額と補助金合計の額のいずれか低い額</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | 勝央町空き家バンク制度登録者に限る |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|---------------|---|--|-----|
| 3 | 移住定住 | 新築住宅普及促進事業補助金 | 町徴収金に滞納がなく、以下の条件を満たす人 ①延床面積66㎡以上の一戸建て専用住宅を完成させた人又は購入する人 ②新築又は購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある人（生活の本拠とする人に限る。） | 左表の要件を満たす人に補助金を交付します。 (1) 補助対象者が町内在住者であるときは、1戸あたり10万円 (2) 補助対象者が町外在住者であるときは、1戸あたり20万円 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 4 | 移住定住 | 運転不安解消事業 | 【補助対象者】 以下の全てに当てはまる人 ①町内に住所があり、かつ居住している人 ②運転免許証を有している人 ③65歳未満の人 ④町内にある自動車学校でペーパードライバー講習を受講している人 | 町内の自動車学校が行う「ペーパードライバー講習」の受講料を5時限分を限度に、支払った額の1/2を助成します。 ■問い合わせ先 総務部 38-3111 | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|----------------|---|--|----------------------|
| 5 | 移住定住 | 勝央町空き家片づけ事業補助金 | <p>【対象となる物件】 勝央町空き家情報バンクに登録されている物件</p> <p>【対象者】 ① 売買又は賃貸契約を予定の物件所有者 ② ①と売買又は賃貸の契約を締結した利用者 ※①、②のいずれかに該当する人</p> | <p>売却・賃貸予定の空き家に残存する家財道具等の処分にお困りではありませんか？ 勝央町では、片づけ費用の一部を補助する制度を始めました。 これにより、物件の所有者は荷物の片付けの負担が軽減され、空き家への入居が円滑に行えるようになります。</p> <p>【対象となる経費】 空き家に放置された家財道具等を処分するための指定ゴミ袋購入費、家電リサイクル料金、運搬経費、処分に要した委託経費</p> <p>【補助金額】 処分に要した経費の2/3（限度額30万円）</p> <p>■ 問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | ※必ず担当部署と事前協議を行って下さい。 |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|---------|---|--|-----|
| 6 | 移住定住 | 勝央町結婚祝金 | <p>次に掲げる要件を全て満たす人</p> <p>①勝央町結婚支援員の出会いの仲介により出会った者と婚姻届を提出し、受理されていること又は勝央町結婚相談会開設要綱の規定により登録された者が婚姻届を提出し、受理されていること</p> <p>②婚姻届が受理された日から起算して3か月を経過した日までにおいて、住民基本台帳法に基づき夫婦のいずれもが本町の住民基本台帳に記録されていること</p> <p>③婚姻届が受理された日又は前号の規定による記録された日のいずれの日からも引き続き3か月経過していること</p> <p>④夫婦いずれにも町税等に滞納がないこと</p> <p>⑤申請時において引き続き5年以上、町内に居住する意思のあること</p> <p>⑥夫又は妻が既に祝金の支給を受けていないこと</p> | <p>左表の要件を満たす者に祝金を交付します。</p> <p>金額：1組5万円</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|--------------|--|--|-----|
| 7 | 移住定住 | 勝央町結婚新生活支援事業 | <p>次に掲げる要件を全て満たす世帯</p> <p>①令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されていること</p> <p>②夫婦の合計所得が500万円未満であること</p> <p>③夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること</p> <p>④夫婦のいずれの者にも町税等の滞納がないこと</p> <p>⑤申請時において、引き続き5年以上勝央町に居住する意思のあること</p> <p>⑥過去にこの補助金の交付を受けていないこと</p> | <p>左表の要件を満たす世帯に補助金を交付します。</p> <p>※申請期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日</p> <p>○補助金の額 次の(1)・(2)に掲げる費用を合算した額を対象とし、1世帯あたり20万円を上限とします。</p> <p>(1)住宅賃借費用 物件の賃料1か月分(敷金、礼金、共益費及び仲介手数料は除く)のみを対象とし、5万円を上限とします。</p> <p>(2)引越し費用 ①町内から引っ越す場合は、10万円を上限とします。 ②町外から引っ越す場合は、15万円を上限とします。</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|--------------|--|--|---|
| 8 | 移住定住 | 勝央町移住支援金交付事業 | <p>○岡山県のマッチングサイト「晴れの国で働こう！岡山県しごと情報サイト」に移住支援金の対象として掲載した求人に、新規就業した方又は岡山県の事業による起業支援金の交付決定を受けた人</p> <p>【注】 移住前や移住先の条件等が多岐にわたるため、詳しくは総務部元気なまち推進室までお問い合わせください。</p> | <p>◎移住支援金の申請時において、勝央町に転入後3か月以上1年以内であることなどの条件がありますので、必ず担当課へご確認ください。</p> <p>○個人での申請の場合 60万円 ※次に掲げる事項のみに該当するなどのほかに、条件が多数あります。</p> <p>①勝央町に転入する直前10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏（※1）の条件不利地域（※2）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤（※3）していたこと。 ②勝央町に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（※1）の条件不利地域（※2）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤（※3）していたこと。</p> <p>○世帯での申請の場合 100万円 個人の申請の場合に追加して、次に掲げる事項の全てに該当することなどのほかに、条件が多数あります。</p> <p>1. 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 2. 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。（令和4年度中改正予定の要綱施行後適用） ・18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円）</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | <p>※1 東京都、埼玉県、千葉県、及び神奈川県 ※2 条件不利地域の市町村【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町【千葉県】館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村 ※3通勤：東京23区内の大学等に通学し、東京23区の企業へ就職した場合、大学等への通学期間も通勤期間に合算できます</p> |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------------|-------------------|--|---|-----|
| 9 | 家庭生活 (まちづくり) | 勝央町建築物耐震診断等 事業 | <p>耐震診断等を行う民間建築物の所有者で以下の要件のすべてに該当する住宅</p> <p>① 町内に存する住宅</p> <p>② 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅</p> <p>③ 構造が次に掲げる工法以外の木造の住宅</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 丸太組工法</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法</p> <p>④ 地上階数が2以下のもの</p> | <p>左表の要件を満たす者に補助金を交付します。</p> <p>一般診断法の現況診断の場合 費用71,200円のうち、60,000円補助（自己負担額11,200円）</p> <p>一般診断法の補強計画の場合 費用71,200円のうち、60,000円補助（自己負担額11,200円）</p> <p>費用及び補助金額は、延床面積200㎡以内の場合です。200㎡を超える場合は追加費用及び追加補助が生じます。</p> <p>■ 問い合わせ先 産業建設部 38-3113</p> | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------------|---------------|--|---|-----|
| 10 | 家庭生活 (まちづくり) | 勝央町木造住宅耐震改修事業 | <p>町税を完納している者で、以下に掲げる建築物を所有する人</p> <p>① 町内に存する民間のものであること</p> <p>② 昭和56年5月31日以前に工事着工され、かつ2階建て以下であること</p> <p>③ 耐震診断を受け、その診断結果が、以下に掲げる既存木造住宅の性能であること</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 耐震診断の上部構造評点が1.0未満のもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 既存住宅性能評価の耐震等級が1に満たないもの</p> <p>④ 耐震改修工事の計画が以下の耐震基準を確保されることについて、岡山県の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたものであること</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 耐震診断の上部構造評点が1.0以上となるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 既存住宅性能評価の耐震等級が1以上となるもの</p> | <p>左表の要件を満たす者に補助金を交付します。</p> <p>①耐震改修工事の場合 補助対象経費：耐震改修工事に要する費用に0.8を乗じたもの。 補助額：当該費用の全額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる）</p> <p>②建替えの場合 補助対象経費：耐震改修工事相当分の費用（34,000円/m²を限度とする）に0.8を乗じたもの。 補助額：補助対象経費の全額</p> <p>※本制度の補助額については、1住宅につき100万円を限度としています。</p> <p>■問い合わせ先 産業建設部 38-3113</p> | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------------|----------------------------|---|---|-----|
| 11 | 家庭生活 (まちづくり) | 勝央町木造住宅普及促進事業 | 町徴収金に滞納がなく、以下の要件を満たす住宅を取得する人 ①勝央町内に自ら居住するために新築される延床面積66㎡以上の新築木造住宅（建売住宅を含む） ②主要構造部材に県産乾燥材を8立方メートル以上又は県産森林認証材を4立方メートル以上使用する住宅 | 左表の要件を満たす者に補助金を交付します。 補助区分が一般住宅の場合 補助金額：20万円 補助区分が特定住宅の場合 補助金額：30万円 ※特定住宅とは、勝央町内の業者が施工する住宅を指す。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 12 | 家庭生活 (農林) | 多面的機能支払交付金 (農地維持支払) | 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその地域住民などで構成される活動組織 | 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充などの基礎的保全活動などに交付します。 田：3,000円/10a 畑：2,000円/10a 草地：250円/10a ※農振農用区域内の農用地に限る。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 13 | 家庭生活 (農林) | 多面的機能支払交付金 (資源向上支払【共同】) | 農業者及びその地域住民などで構成される活動組織 | 水路、農道、ため池の軽微な補修や植栽による景観形成、ビオトープづくりなどの活動に交付します。 田：2,400円/10a 畑：1,440円/10a 草地：240円/10a (継続地区または資源向上支払【長寿命化】と一緒に取り組む場合、上記単価の75%が上限) ※農振農用区域内の農用地に限る。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|----------------------------------|--|---|-----|
| 14 | 家庭生活 (農林) | 多面的機能支払交付金 (資源向上支払【長寿命 化】) | 農業者のみで構成される活動組 織又は農業者及びその地域住民 などで構成される活動組織 | 老朽化が進む農地周りの農業用用水路、農道などの施設の長寿命化のため の補修・更新等に交付します。 田 : 4,400円/10a 畑 : 2,000円/10a 草地 : 400円/10a ※農振農用区域内の農用地に限る。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 15 | 家庭生活 (農林) | 中山間地域等直接支払交 付金 | 地域振興8法及び県知事が指定 する地域 | 農業生産条件の不利性がある中山間地域等において、耕作放棄地の発生防 止や水源かん養等多面的機能の維持・増進を図るため、協定に基づき5年間 以上継続して適正な農業生産活動等を行う農業者等に対し、生産条件の不 利を補正するため、その活動に交付します。 交付単価(10aあたり) 田 21,000円 ※農業振興地域の農用地地区内で、傾斜基準に該当する1ha以上の一団 の農用地 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 16 | 家庭生活 (農林) | 鳥獣被害防止総合対策交 付金 | 農業者等 (3戸以上の一団の農用地) | 地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のため の取り組みを支援します。 〈補助率〉1/2以内 ※侵入防止柵の自力施工を行う場合には、資材費相当分の1/2を超えて交 付される場合があります。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|----------------------|-------------------------------------|--|-----|
| 17 | 家庭生活 (農林) | 経営所得安定対策 | 作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」 | 畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 18 | 家庭生活 (農林) | 農地利用効率化等支援交付金 | 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者 | 目標地図に位置付けられた者が主に融資を活用して農業用機械等を導入する場合に、最大で取得価格の3/10以内、若しくは融資額のいずれか低い額を助成。（最大300万円） ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 19 | 家庭生活 (農林) | 機構集積協力金交付事業 | 農地中間管理機構を経由して農地の貸付けを行った地域 | 左記の対象者の方が農地中間管理機構を通じて該当農地を一定期間以上貸付けを行い、かつ農地が機構から受け手に貸し付けられた場合に協力金を交付します。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 20 | 家庭生活 (農林) | 経営体育成支援事業(融資主体型補助事業) | 地域計画に位置付けられた中心経営体等 | 中心経営体等が主に融資を活用して農業用機械等を導入する場合に、最大で取得価格の3/10以内、若しくは融資額のいずれか低い額を助成。（最大300万円） ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|------------------|---|--|-----|
| 21 | 家庭生活 (農林) | 新規就農者育成総合対策事業 | ①就農準備資金・就農予定時の年齢が原則50歳未満で、農業大学校や先進農家などで研修を受ける就農希望者 他に要件あり ②経営開始資金・就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者 他に要件あり ③経営発展支援事業・・・就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者 | ①については、年間150万円を最長2年間 要件あり ②については、年間150万円を最長3年間 要件あり ③については、補助所対象上限額（1,000万円）の3/4、ただし、②の交付対象者は補助所対象上限額（500万円）の3/4 要件あり ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 22 | 家庭生活 (農林) | 就農促進トータルサポート事業 | ①農業体験研修事業・・・申請時の年齢が55歳未満（ただし、農家出身者は、就農予定時の年齢が45歳未満であること）。就農計画の認定を受ける認定就農者見込みがある人 ②農業実務研修事業・・・①の農業体験研修事業修了後、1年以内の人 | ①については、新規就農希望者が農業や農村生活等適正を確認することを目的に、先進農家等で一ヶ月程度の農作業や農業生活を体験するための研修を行う。 ②については、先進農家等において2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆作り等により独立自営就農するための実践的な研修を行う。 (年間150万円を最長2年間) ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 23 | 家庭生活 (農林) | 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 農業者の組織する団体（複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される組織）又は一定の条件を満たす農業者（単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）で、集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行うなどの条件に該当して、町が特に認める場合に対象） | 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援をする。全国共通取組・・・①カバークロープ（緑肥）の作付け（10a当 8,000円）②堆肥の施用（10a当 4,400円）③有機農業（10a当 8,000円）そば等雑穀・飼料作物3,000円） 地域特認取組・・・地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組（10 a 当3,000円～8,000円）（対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。） 環境保全型農業直接支払交付金では「国際水準GAPの実施」を交付要件としています。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|-------------------|------------------------------|--|--|
| 24 | 家庭生活 (農林) | 農業制度資金の利子助成 制度 | ①認定農業者 ②新規就農者 ③担い手農業者 | <p>◇制度概要 勝央町に居住する認定農業者等が、農業制度資金（政府系資金・系統資金）を償還する際に利子助成します。</p> <p>◇詳細内容 利子助成率は、岡山県農業制度資金の貸付利率等に関する取扱要領に定める利子補給率を適用</p> <p>◇窓口 政府系資金：(株)日本政策金融公庫岡山支店 系統資金：J A 晴れの国岡山勝央支店、(株)中国銀行勝間田支店 ※事務の代行は、融資金融機関が行います。</p> <p>■問い合わせ先 産業建設部 38-3112</p> | 勝央町農業経営基盤強化資金利子助成交付要綱 勝央町特別融資制度推進会議設置要領 |
| 25 | 家庭生活 (農林) | 産地パワーアップ事業 | 産地パワーアップ計画に位置づけられた農業者、農業者団体等 | <p>水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域など、地域の営農戦略として定める「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を全ての農作物を対象として支援します。</p> <p>■問い合わせ先 産業建設部 38-3112</p> | |
| 26 | 家庭生活 (農林) | ハイブリッド産地育成推進事業 | 事業実施計画に位置づけられた農業者等 | <p>効率的かつ大規模で生産性の高い園芸団地の整備計画を策定した桃またはぶどうの産地が行う、計画に基づいた産地拡大に向けた取組みを支援します。</p> <p>■問い合わせ先 産業建設部 38-3112</p> | |

移住定住・農業支援住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|--------------------|---|---|---------------------------|
| 27 | 家庭生活 (農林) | 危険木伐採事業補助金 | (1) 危険木を所有する者 (2) 危険木が倒れることにより被害を受ける恐れのある家屋等の所有者又は管理者 (3) 危険木が倒れることにより人命に被害がおよぶおそれのある道路が存する地元区長 | 老朽化、損傷、枯死または過度な成長で傾斜した立木竹が倒木することにより、家屋や道路に被害を与えるおそれがある立木竹の伐採に要する経費に対して補助をします。 ただし、危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある家屋等の所有者または管理者が同一若しくは生計同一である場合は対象外。 危険木の伐採及び処分要した経費の80%以内、上限50万円。 ただし、経費が5万円未満の場合は対象外。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 28 | 家庭生活 (農林) | 農業用施設災害復旧緊急対策事業交付金 | 2人以上で農業用施設を利用・管理している農業者 または 施設の管理者 | 農道や農業用水路などの農業用施設が豪雨災害等※によって被災した場合の応急対策に要する経費を交付します。 ※「豪雨災害等」とは、勝央町が設置する雨量計において観測した24時間雨量80mm以上又は1時間雨量20mm以上の降雨並びに暴風、地震その他異常な天然現象により生じた災害をいいます。 ※令和6年4月1日からイノシシなど野生生物の行動を原因とする被災も対象とします。 応急対策に要する経費（40万円未満）に65/100を乗じた額。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3113 | 勝央町農業用施設災害復旧緊急対策事業交付金交付要綱 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------------|-------------|---------|---|----------------|
| 1 | 家庭生活 (防災・防犯) | 防災士資格取得助成金 | 町民 | <p>◇手続概要 防災士資格を取得するにあたり、研修受講費用及び交通費・宿泊費（限度額あり）を助成します。</p> <p>◇詳細内容 対象経費 (1) 講座受講料 (2) 資格取得試験受験料 (3) 防災士登録料 (4) 交通費（限度額6,000円） (5) 宿泊費（限度額12,000円）</p> <p>■ 問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | 防災士養成事業補助金交付要綱 |
| 2 | 家庭生活 (防災・防犯) | LED防犯灯の設置補助 | 町内会又は地区 | <p>◇手続概要 LED防犯灯を設置する場合、事前に申請することにより工事費用の一部を助成します。</p> <p>◇詳細内容 (1) 小柱を建て防犯灯を取り付ける場合：57,000円若しくは設置費用の3分の2の額いずれか低い額 (2) 電柱等に取り付ける場合：17,000円若しくは設置費用の2分の1の額いずれか低い額 (3) 既設の防犯灯（LEDを除く）をLED防犯灯にする場合：17,000円若しくは設置費用の2分の1の額いずれか低い額</p> <p>■ 問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | 防犯灯設置補助金交付要綱 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------------|---------------|-------------|--|--------------------------|-------|-----|----|-------|-------|-----|--|------------|------|-----|--|--------|-------|-----|-------------|---------|------|------|------|---------|------|-----|--|---------------|
| 3 | 家庭生活 (防災・防犯) | 消防施設等整備費補助金 | 消防団各分団 | <p>◇手続概要 消防施設の強化促進のため、消防団に対し、消防施設及び備品の一部を補助します。</p> <p>◇詳細内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">補助基準額</th> <th style="width: 15%;">補助率</th> <th style="width: 30%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火栓新設</td> <td>800千円</td> <td>60%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓ホース等格納箱</td> <td>66千円</td> <td>30%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火水槽改修</td> <td>250千円</td> <td>80%</td> <td>最高限度額 200千円</td> </tr> <tr> <td>自動車用ホース</td> <td>25千円</td> <td>100%</td> <td>分団本部</td> </tr> <tr> <td>消火栓用ホース</td> <td>23千円</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | | 補助基準額 | 補助率 | 摘要 | 消火栓新設 | 800千円 | 60% | | 消火栓ホース等格納箱 | 66千円 | 30% | | 防火水槽改修 | 250千円 | 80% | 最高限度額 200千円 | 自動車用ホース | 25千円 | 100% | 分団本部 | 消火栓用ホース | 23千円 | 50% | | 勝央町消防補助金等交付要綱 |
| | 補助基準額 | 補助率 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消火栓新設 | 800千円 | 60% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消火栓ホース等格納箱 | 66千円 | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防火水槽改修 | 250千円 | 80% | 最高限度額 200千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車用ホース | 25千円 | 100% | 分団本部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消火栓用ホース | 23千円 | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 家庭生活 (防災・防犯) | 防災行政無線個別受信機設置 | 町民 | <p>◇手続概要 町民が住宅等に防災行政無線個別受信機を設置する場合、一部負担が必要です。</p> <p>◇詳細内容 個別受信機 1台 設置者負担 21,000円</p> <p>個別受信機は貸与形態。転出の際は返却していただきます。</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | 勝央町防災行政無線放送施設設置事業分担金徴収条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 家庭生活 (防災・防犯) | 防災Wi-Fiの利用 | 町民 町外住民 | <p>防災避難所や各コミュニティセンターなど、町内公共施設35箇所で、どなたでも利用できます。</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------------|----------------|----------------|---|---------------------------|
| 6 | 家庭生活 (まちづくり) | 地域づくり一括交付金 | 地区 | <p>◇手続概要 地区に対して、町が定めた一定の基準のもとに地域づくり一括交付金を交付します。</p> <p>◇詳細内容 対象事業 (1) 道水路等の保守保全に関すること。 (2) 環境保全に関すること。 (3) 高齢者福祉に関すること。 (4) 青少年の健全育成及び子育て支援に関すること。 (5) 自主防災等地域の安全・安心に関すること。 (6) その他地域振興に関すること。</p> <p>■ 問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | 勝央町地域づくり一括交付金 交付要綱 |
| 7 | 家庭生活 (まちづくり) | 特色ある地域づくり事業交付金 | 任意団体・自治組織（地区等） | <p>◇手続概要 任意団体・自治組織等に対して、町が定めた一定の基準のもとに特色ある地域づくり事業交付金を交付します。</p> <p>◇詳細内容 採択要件 (1) 新たに取り組むソフト事業であること。 (2) 継続・普及性があること。 (3) 従前からの経常的活動でないこと。 など要綱・運用基準に規定。</p> <p>補助金 1事業50万円が上限。（採択数には限度あり） 勝央町元気なまち総合戦略に沿った事業については、2・3年度目についても25万円。</p> <p>■ 問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | 勝央町特色ある地域づくり事業 交付金交付要綱 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------------|--------------------------|----------------------------------|--|---|
| 8 | 家庭生活 (まちづくり) | 勝央町公会堂新築工事費 補助金交付 | 地区団体 | 公会堂を新築又は、改築した団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。 ■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1753 | 勝央町公会堂新築工事費補 助金交付要綱 |
| 9 | 家庭生活 (まちづくり) | 勝央町光ブロードバンド基盤 整備費補助事業 | 町内にある住宅等の光回線接続 工事を行った個人・事業者など | 光インターネット回線の接続者に対して、工事費用また工事に付随し光インター ネットの接続に必要な機器購入費用を補助します。 補助金額：1件につき上限30,000円 ■ 問い合わせ先 総務部 38-3111 | 勝央町光ブロードバンド基盤整 備費補助金交付要綱 |
| 10 | 家庭生活 (健康) | ひとり親家庭医療費 | ひとり親家庭の親等 | 対象者の前年の所得税が非課税の場合のみ、医療費窓口負担 1 割となる。 ただし下記月額負担額上限を超える額の給付あり 低Ⅰ：外来1,000円 入院6,000円 低Ⅱ：外来2,000円 入院12,000円 一般：外来12,000円 入院44,400円 一定以上：外来44,400円 入院80,100円+1% ※所得制限あり ■ 問い合わせ先 税務住民部 38-3115 | 申請に必要なもの ・世帯全員の保険証（写） ※その他場合によって必要な書 類があります。 |
| 11 | 家庭生活 (健康) | がん検診 | 20歳～※備考 | 集団検診（項目：胃がん、大腸がん、結核・肺がん、乳がん、子宮がん、前立 腺がん等）一部個別検診有り 毎年指定の年齢の方には自己負担を助成 するクーポン券を発行 ■ 問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | ※対象年齢は、検診項目によ り異なる |
| 12 | 家庭生活 (健康) | 高齢者健診 | 75歳～ | 集団検診にて実施（項目：身体計測、血圧測定、血液検査、眼底検査、 心電図、尿検査、内科等） ■ 問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|------------|---|--|--|
| 13 | 家庭生活 (健康) | 特定健診 | 40歳～74歳の勝央町国保加入者 | 町の集団けんしん、又は指定医療機関で受診可能 ■問い合わせ先 税務住民部 38-3115・健康福祉部 38-7102 | (特定健診全般…税務住民部、健診内容…健康福祉部) |
| 14 | 家庭生活 (健康) | 金時健幸ポイント事業 | 町内在住の35歳以上の者 | 健診、健康づくりの各種教室やイベント、日々の取り組みに対してポイントを付与。貯まったポイントは、町が実施する集団健診の受診料、美術館入場券、文化ホール入場券、えごま搾油チケット、健康スポーツクラブの利用券、町指定ゴミ袋の購入、QUOカード(500円分)に使用できます。 ※参加するためには申し込みが必要です。 ■問い合わせ先 税務住民部 38-3115・健康福祉部 38-7102 | ポイント付与期間 毎年4月1日から2月末まで ポイント交換期間 毎年2月末まで |
| 15 | 家庭生活 (農林) | 緑の募金支部緑化事業 | 学校、ボランティア団体、住民団体など | 公共施設、公共用地の学校等の緑化のための、苗木代を補助します。補助額(4万円程度)は毎年変動します。 事業を希望の者は、毎年5月末までに産業建設部まで申し込みをしてください。 ※年一事業限りです。要望多数の場合、ご希望に添いかねることがあります。 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |
| 16 | 家庭生活 (商工) | 勝央町商工融資 | ①町内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む商工業者であること ②町税を滞納していないこと ③保証協会の保証を受けることができること | 町内の商工業者が必要とする資金の融通を円滑にし、経営安定及び強化を図る融資制度 融資の種類 (1) 商工融資 (2) 小口零細企業融資 ■問い合わせ先 産業建設部 38-3112 | |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------|-----------|---------------------------------|--|----------------------|
| 17 | 家庭生活 (商工) | 創業支援事業補助金 | 創業予定者又は事業所の機能強化及び魅力アップ等を行う町内事業者 | <p>町内で新規創業や第二創業を行う創業予定者等に対して、町内事業所等の新築、改築、広告宣伝等にかかる経費の一部を補助します。同一事業者による同一補助事業の申請は一回限りです。</p> <p>◇創業支援事業 概要：新規創業に係る経費の補助 対象経費：①新築、改装工事費 ②登記費用 ③広告宣伝費 ④備品購入費 補助率：1/2以内 上限100万円 ※飲食業を営む場合は、補助率が2/3となります。</p> <p>◇新事業活動支援事業 概要：経営革新計画等に従って、継続的かつ発展的に事業を行うものに対する事業所等の機能強化及び魅力アップ等に係る経費の補助 対象経費：①新築、改装工事費 ②広告宣伝費 ③備品購入費 補助率：1/3以内 上限100万円</p> <p>◇小規模事業者支援事業 概要：小規模事業が町内に設置している事業所等の魅力アップや継続的な経営につながる販促活動に係る経費の補助 対象経費：①新築、改装工事費 ②広告宣伝費 ③備品購入費 補助率：2/3以内 上限20万円</p> <p>※申請には、事前手続きとして、みまさか商工会を通じて事業計画を提出していただく必要があります。その他詳細規定がありますので、詳しくは、下記問い合わせ先へお問い合わせください。</p> <p>■ 問い合わせ先 産業建設部 38-3112</p> | 勝央町創業支援事業補助金 交付要綱 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|---------------|---------------|-----|--|-----------------------|
| 18 | 家庭生活 (省エネ) | 勝央町省エネ促進事業補助金 | 町民 | <p>町内一般家庭の省エネルギー化の促進及び温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的として、省エネルギー設備を導入する方に、予算の範囲内で、補助金を交付します。</p> <p>ZEH：上限20万円 HEMS：補助対象経費に3分の1を乗じた額 (上限3万円) 高効率給湯器：補助対象経費に3分の1を乗じた額 (上限9万円) 定置用リチウムイオン蓄電池：補助対象経費に3分の1を乗じた額 (上限15万円) 太陽熱温水器(自然循環型)：補助対象経費に3分の1を乗じた額 (上限3万円) 太陽熱利用システム(強制循環型)：補助対象経費に3分の1を乗じた額 (上限5万円) 窓断熱：補助対象経費に3分の1を乗じた額 (上限10万円) V2H充放電設備：補助対象経費に3分の1を乗じた額 (上限15万円) EV：補助対象経費に2分の1を乗じた額 (上限20万円)</p> <p>■ 問い合わせ先 健康福祉部 38-7102</p> | 勝央町省エネ促進事業補助金 交付要綱 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|---------------|-------------|--|--|-----------------------|
| 19 | 家庭生活 (その他) | 海外派遣研修助成金 | 議会議員・町民 | <p>◇手続概要 諸外国の社会及び行政事情を調査し、及び研究するために海外に渡航した場合に、報告書を提出することにより助成金を支給します。(事前申請と承認が必要です。)</p> <p>◇詳細内容 町議会議員 経費の1/2 一般町民 (1) 西欧・アメリカ・アフリカ・オセアニア 5万円以内 (2) 東洋諸国・その他 3万円以内 その他詳細規定あり</p> <p>■問い合わせ先 総務部 38-3111</p> | 勝央町海外派遣研修実施要綱 |
| 20 | 家庭生活 (その他) | 勝央町名木保護育成年金 | 名木所有者 | <p>勝央町の緑化推進のため、町に植生する名木所有者に対して年金(単木5,000円、群生林10,000円)を給付する。但し、勝央町天然記念物に指定されている樹木並びにこれに準ずる樹木、自然林等で勝央町教育委員会が認めたものが対象</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | 勝央町名木保護育成年金条例 |
| 21 | 生涯学習 | 学習会事業助成 | 勝央北小学校 勝間田小学校 勝央中学校 のPTA等 社会教育団体 | <p>生涯学習を目的とした学習会事業に助成する。</p> <p>大学教授同等 11,500円/時間 大学准教授同等 9,000円/時間 大学講師同等 7,000円/時間 団体役員同等 4,500円/時間 一時保育 950円/時給 (経費の一部助成)</p> <p>■問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | 家庭教育に関する 学習会事業助成要綱 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|------|-----------------------|-----------------------|---|---------------------------|
| 22 | 生涯学習 | 地域芸術文化振興助成事業 | 町内(および美作地域)の個人・団体 | <p>(公財)美作学術文化振興財団が、町内および美作地域の芸術文化活動を行う個人及び団体に対して、その申請内容を審査し、事業内容や活動規模に応じて活動助成を実施。上限5万円</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部内 財団事務局 38-0270</p> | |
| 23 | 生涯学習 | 勝央町スポーツ・文化芸術大会等出場者激励金 | 町内在住者・町内に通学または勤務している人 | <p>スポーツ及び文化芸術の大会参加激励金支給 全国大会20,000円、学校体育団体主催の全国大会10,000円、 中国大会5,000円、国際大会100,000円</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | 勝央町スポーツ・文化芸術大会等出場者激励金交付要綱 |
| 24 | 生涯学習 | スポーツ少年団育成事業 | 町内のスポーツ少年団(11団体) | <p>スポーツ少年団活動助成金(11団体)</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | |
| 25 | 生涯学習 | 社会体育一般事務経費 | 勝央町スポーツ協会 | <p>町のスポーツ協会に助成をし、スポーツ協会主催事業を行う。 町民球技大会、町内一周駅伝大会、金時健康マラソン大会など</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | |
| 26 | 生涯学習 | 地域スポーツ振興(普通助成金) | 町内の団体 | <p>金太郎スポーツ振興財団が町内のPTA活動、地区の運動会、競技団体主催事業など各種団体に助成</p> <p>■ 問い合わせ先 教育振興部 38-1753</p> | |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------|--------------------------------|---|--|--|
| 27 | 生涯学習 | ブックスタート事業 (ブックスタート・セカンドブック) | 町内在住の0歳・3歳を持つ子どもと保護者 | ブックスタート（3～4か月の乳児健診時）：対象となる子どもに2冊の絵本をプレゼントし、保護者へのメッセージを伝える。 セカンドブック（3歳児健診）：対象となる子どもに1冊の絵本をプレゼントする。※対象者には、健診前訪問の際に案内をお渡しします。 ■問い合わせ先 勝央図書館 38-0250 | |
| 28 | 生涯学習 | こども芸術体験講座 ちるとれんずあーとプログラム | 年中（4歳児）～小学校1年生 | はじめて芸術に触れる体験を楽しく豊かなものにしていただくための幼児を対象としたプログラム。みる・かく・つくるを臨床美術士とともに体験します。 5月～7月（全3回） ■問い合わせ先 勝央美術文学館 38-0270 | |
| 29 | 高齢・介護障がい者 | 勝央町心身障害児扶養者報償金 | 国の特別児童扶養手当を受給している人 | （前期）60,000円 9月に受付・支給 （後期）60,000円 3月に受付・支給 支給時の対象者には、役場から申請の案内を送付します。 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | ※ 町税に未納のある世帯の方には支給できません。 |
| 30 | 高齢・介護障がい者 | 心身障害者医療補助 | 障害者手帳1・2級 療育手帳A 障害者手帳3級+療育手帳B (中度) のいずれかを所持する人 | 医療費の窓口負担が1割となります。ただし下記月額負担額上限を超える額の給付あり 低 I : 外来 1,000円 入院 6,000円 低 II : 外来 2,000円 入院12,000円 一 般 : 外来12,000円 入院44,400円 一定以上 : 外来44,400円 入院80,100円+1% ※所得制限あり ■問い合わせ先 税務住民部 38-3115 | 申請に必要なもの ・手帳 ・世帯全員の保険証（写） ※その他場合によって必要な書類があります。 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------|-----------------|--|--|-------------------------------------|
| 31 | 高齢・介護障がい者 | 配食サービス事業 | ①65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で町内在住の人で食生活の改善または食事の支援が必要な人 ②町長が必要と認める人 | 実施日：毎週月～金曜日までの指定日（祝日お盆及び年末年始等を除く） 配食内容：指定日に対象者の自宅まで配達 食事内容：ご飯とおかず 利用料：1食450円 ■問い合わせ先 勝央町地域包括支援センター 38-3028 | 配食サービス調理・宅配は片岡デイサービス憩いの森・吉野に委託 |
| 32 | 高齢・介護障がい者 | 日常生活自立支援事業 | ①契約などの判断に不安がある人 ②このサービスを利用する意思がある人 ③契約内容が理解できる人 ①～③すべてに当てはまる人 | 福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安がある人が、地域の中で安心した生活が送れるようにお手伝いをする制度。サービス種類：福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス ■問い合わせ先 勝央町社会福祉協議会 38-2160 | |
| 33 | 高齢・介護障がい者 | 生活福祉資金貸付制度 | ①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯 | 対象世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするサービス。資金の種類：総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金 ■問い合わせ先 勝央町社会福祉協議会 38-2160 | |
| 34 | 高齢・介護障がい者 | 障害者等日常生活用具給付等事業 | 障害者・障害児・難病患者等（ただし世帯員のうち最多納税者の町民税所得割額が46万円以上の場合は対象外） | 対象者に対し、日常生活用具及び住宅改修費用を給付又は貸与する制度。主な日常生活用具：介護用ベッド、ストマ、紙おむつ、つえなど 負担額：原則1割 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | |
| 35 | 高齢・介護障がい者 | 補装具費支給事業 | 身体障害者手帳の交付をうけたものの・身体障害児・難病患者等で、補装具費の支給が必要であると認められる人 | 対象者に対し、補装具の購入又は修理費用を支給する制度。主な補装具：義肢、装具、車いすなど 負担額：原則1割 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | ※世帯員のうち最多納税者の町民税所得割額が46万円以上の場合には対象外 |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内容 | 備考 |
|----|---------------|------------|--|--|----------------------|
| 36 | 高齢・介護 障がい者 | 難聴児補聴器交付事業 | 両耳の聴力レベルが30dB以上で 身体障害者手帳の交付対象とな らない18歳未満児（ただし世帯 員のうち最多納税者の町民税所 得割額が46万円年以上の場合は 対象外） | 対象者に対し、補聴器の購入費の3分の2を助成する制度 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | |
| 37 | 高齢・介護 障がい者 | 特定疾患闘病者激励金 | ①県の特定疾患治療研究事業の 認定を受け、かつ、治療中の人 ②難病の患者に対する医療等に 関する法律に基づく支給認定を受 け、かつ、治療中の人 ③県小児慢性特定疾病医療費 支給認定を受け、かつ、治療中の 児童等の保護者 ④腎不全等により人工透析を週1 回以上受けている人 | 12月1日の基準日において引き続き1年以上町内に居住し、当該年度の町 民税所得割非課税世帯に属する対象者に支給 支給額：60,000円/年 (年途中からの該当者には、月割計算で算出した額) ※申請者及び世帯員に町税の未納があると支給しない ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | |
| 38 | 高齢・介護 障がい者 | シルバーカード | 65歳以上の町内在住者 | 65歳以上の方に、シルバーカードを配布しています。勝央町美術文学館や岡 山県立博物館、岡山県立美術館、大原美術館のほか、岡山城、後樂園、半 田山植物園などの施設をご利用になる場合、料金所または受付で提示なさると 優遇していただけることがあります。 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | ※各施設へお問い合わせ ください。 |
| 39 | 高齢・介護 障がい者 | 敬老祝い金 | 90歳・95歳・100歳で勝央町に 住所がある人 | 90歳・95歳の方へは敬老の日、100歳の方には誕生日（基本）に祝い金を 送ります。 <祝い金額> 90歳：1万円 95歳：2万円 100歳：5万円 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------|-------------|--|---|---|
| 40 | 高齢・介護障がい者 | 介護保険負担限度額認定 | 介護認定を受け、下記の全ての条件に該当する人 ①本人及び同一世帯の人（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税であること ②預貯金等の資産が利用者負担段階別の基準以下であること | 低所得の人の介護保険施設利用が困難とならないように、申請により、施設の居住費（滞在費）・食費負担限度額（日額）の軽減ができます。（継続の場合は、毎年7月までに更新案内があります。） 第1段階 高齢福祉年金、生活保護受給の人 ※ 非課税年金（遺族年金・障害年金など）を含む年金収入額 預貯金等が、単身1,000万円・夫婦2,000万円以下 第2段階 本人の※年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人 預貯金等が、単身650万円・夫婦1,650万円以下 第3段階① 本人の※年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人 預貯金等が、単身550万円・夫婦1,550万円以下 第3段階② 本人の※年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人 預貯金等が、単身500万円・夫婦1,500万円以下 ■ 問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | 申請時に必要なもの ○認印（本人、配偶者、提出者） ○所有するすべての金融機関通帳（本人、配偶者） |
| 41 | 高齢・介護障がい者 | 家族介護用品支給事業 | 在宅で生活する要介護高齢者で、勝央町内在住の介護度3、4又は5と判定された人。ただし、要介護3の方は排尿便動作が全介助の人。（町民税非課税世帯に属する人） | 月額8,000円を上限とする支給券を交付し、町内の販売店でおむつ等と引き換えます。 ■ 問い合わせ先 地域包括支援センター 38-3028 健康福祉部 38-7102 | |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内容 | 備考 |
|----|-----------|------------------------|--|--|--------------------------------|
| 42 | 高齢・介護障がい者 | 緊急通報システム設置事業 | ①在宅で生活している人 ②おおむね65歳以上の1人暮らし高齢者で援護を要する人 ③おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、いずれか一方が寝たきり又は認知症等の援護を要する人 ④外出が困難な重度身体障害者（手帳2級以上）で1人暮らしの人 | 利用希望者に、通報装置本体、ペンダント、人感センサーを無料で貸出し24時間365日体制のコールセンターへつながり、看護師などが生活や健康面での不安や悩みごとの相談、緊急通報に対応します。 ■問い合わせ先 地域包括支援センター 38-3028 健康福祉部 38-7102 | |
| 43 | 高齢・介護障がい者 | ファミリー・サポート・センター（生活援助型） | ①提供会員：20才以上の町内在住・勤務の方で心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、事業説明を受けた人 ②依頼会員：町内に居住し在宅で生活している高齢者・障害者とその家族で、事業説明を受けた人 | 援助をしたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、高齢者等やその家族が安心して生活できるよう助け合う組織です。 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 社会福祉協議会 38-2160 | |
| 44 | 高齢・介護障がい者 | プール利用助成制度 | 町内に住所を有する40才以上で、プールを継続して利用する意欲のある人 | 勝央町が発行する証明書を利用受付時に提示し、勝央町専用の受付簿に記入してください。1回につき200円（月額上限1,000円）を助成金として指定の口座に振り込みます。 ■問い合わせ先 地域包括支援センター 38-3028 健康福祉部 38-7102 | （助成対象施設） 奈義町介護予防施設ウォーキングプール |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|---------------|-------------------------|---|--|-----|
| 45 | 高齢・介護 障がい者 | 特殊詐欺等被害防止対策 機器設置助成事業 | 次の要件のすべてに該当する人 ①勝央町内に住所を有し、かつ、 居住していること ②電話機等を設置した日において 満65歳以上であること ③助成対象者及び同一世帯に属 する者において町税等の滞納がないこと | 左記要件に該当する方が、以下の要件に該当する機器を購入した場合、当該 機器の購入及び設置に要した費用の2分の1の額（上限5,000円。100円未 満切捨て）を助成する事業 【対象機器】 ①助成対象者の居住する住居に設置したもの ②固定電話機又は固定電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器 であって、次のいずれかの機能を有するもの ア 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に その内容を録音する機能 イ 迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす 可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機 能 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | |
| 46 | 高齢・介護 障がい者 | 安全運転支援装置補助金 | 65歳以上の町民 | 後付けのアクセル踏み間違い防止装置などの安全運転支援装置の購入及び 取付けに係る費用の一部を補助するもの。 ①補助額：1人1台最大5万円（5万円を超えた額は自己負担） ②対象装置：国土交通省の「先進安全技術の認定制度」に基づき認定され た装置 ③支給要件：補助対象自動車の使用者であること、有効な運転免許証を保持 しており町税等の滞納がないこと ■問い合わせ先 総務部 38-3111 | |

その他ライフステージ別住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備 考 |
|----|-----------------|------------------|--|--|-----|
| 47 | お悔み | 斎場使用料 | 町民 町外住民（一部） | 大人（12歳以上）1体 ・町内 20,000円 ・町外 50,000円 小人（12歳未満）1体 ・町内 12,000円 ・町外 30,000円 死産児・その他 1体 ・町内 5,000円 ・町外 12,000円 告別式等一式（町内のみ）1日 30,000円 ※町外とは、奈義町、津山市（旧勝北町）の住民 ■問い合わせ先 健康福祉部 38-7102 | |
| 48 | 家庭生活 (土木・災害) | 災害土砂等取り除き補助 金 | ①宅地の所有者 ②公会堂を管理する地区長 ③宅地、公会堂に流入堆積した 土砂等の土地所有者 | 24時間雨量80mm以上又は1時間雨量20mm以上の降雨・暴風・地震・ 異常な天然現象により、宅地に土砂等が流入した場合に、その土砂等を除去 する費用の一部を補助します。 【対象となる経費】 ①工事請負者による土砂等の除去費用 ②申請者が自ら実施する場合の機器リース料 【補助金の額】 1災害ごとに1宅地等あたりに要した経費の3分の2以内 (限度額30万円) ■問い合わせ先 産業建設部 38-3113 | |
| 49 | 家庭生活 (その他) | 消費生活相談 | 町民 | 相談員による消費生活に関わる相談を、年12回開催（要予約） ※日時は広報紙や無線放送で随時お知らせ ■問い合わせ先 税務住民部 38-3116 | |

上下水道関係住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | | | | 備考 | | |
|------------------------|----------------|-------|------------|-----------------------|-------------|------|------------|------------------------|----|--------|
| 1 | 家庭生活 (上下水道) | 水道用料金 | お客様 | 専用給水装置、共用給水装置 | 種類 | 用途 | 料金区分 | 使用水量(1箇月につき) | 料金 | |
| | | | | | 通常使用 | 超過料金 | 1立方メートルにつき | 5立方メートルまで | | 1,500円 |
| | | | | | | | | 5立方メートルを超え10立方メートルまで | | 100円 |
| | | | | | | | | 10立方メートルを超え25立方メートルまで | | 210円 |
| | | | | | | | | 25立方メートルを超え50立方メートルまで | | 230円 |
| | | | | | | | | 50立方メートルを超え100立方メートルまで | | 240円 |
| | | | | | | | | 100立方メートルを超えるもの | | 250円 |
| 臨時使用 | | 基本料金 | 10立方メートルまで | | 2,500円 | | | | | |
| | | 超過料金 | 1立方メートルにつき | 10立方メートルを超えるもの | 250円 | | | | | |
| ※消費税抜き | | | | | | | | | | |
| ■ 問い合わせ先 上下水道部 38-3117 | | | | | | | | | | |
| 2 | 家庭生活 (上下水道) | 水道分担金 | お客様 | 分担金表 | | | | | | |
| | | | | メーター取付位置における給水 | 分担金額 | | | | | |
| | | | | 13ミリメートルまで | 95,000円 | | | | | |
| | | | | 20 " | 185,000円 | | | | | |
| | | | | 25 " | 310,000円 | | | | | |
| | | | | 30 " | 500,000円 | | | | | |
| | | | | 40 " | 950,000円 | | | | | |
| | | | | 50 " | 1,600,000円 | | | | | |
| | | | | 75 " | 3,720,000円 | | | | | |
| | | | | 100 " | 6,700,000円 | | | | | |
| 100ミリメートルを超えるもの | 町長が定める額 | | | | | | | | | |
| ※消費税抜き | | | | | | | | | | |
| ■ 問い合わせ先 上下水道部 38-3117 | | | | | | | | | | |

上下水道関係住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備考 | | | |
|---------------------------------------|----------------|-------|-----|---------------------------------------|------------|---------|--|--|
| 3 | 家庭生活 (上下水道) | 水道手数料 | お客様 | (1) 設計審査及び工事検査手数料(1件につき) | | | | |
| | | | | メーター口径 | 新設又は全面改造工事 | その他の工事 | | |
| | | | | 13・20ミリメートル | 8,000円 | 4,000円 | | |
| | | | | 25・30ミリメートル | 10,000円 | 5,000円 | | |
| | | | | 40・50ミリメートル | 14,000円 | 7,000円 | | |
| | | | | 75・100ミリメートル | 20,000円 | 10,000円 | | |
| | | | | 100ミリメートルを超えるもの | 30,000円 | 15,000円 | | |
| | | | | 給水管分岐工事 | 4,000円 | | | |
| | | | | (2) 各種証明手数料 1件につき 300円 | | | | |
| | | | | (3) 給水装置工事道路占用書類作成手数料 1件につき 5,500円 | | | | |
| (4) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円 | | | | | | | | |
| (5) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円 | | | | | | | | |
| (6) 開栓手数料 1件につき 2,500円 | | | | | | | | |
| ■ 問い合わせ先 上下水道部 38-3117 | | | | | | | | |

上下水道関係住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | | | | 備考 |
|--|----------------|---------|-----|------|---------------------------|-------------|----------------|----------------------|
| | | | | 使用区分 | 料金区分 | 排出量（1箇月につき） | 使用料 | |
| 4 | 家庭生活 （上下水道） | 下水道使用料金 | お客様 | 水道水 | 基本料金 | 5立方メートルまで | | 800円 |
| | | | | | | 超過料金 | 1立方メートル につき | 5立方メートルを超え10立方メートルまで |
| | | | | | 10立方メートルを超え20立方メートルまで | | | 130円 |
| | | | | | 20立方メートルを超え50立方メートルまで | | | 145円 |
| | | | | | 50立方メートルを超え100立方メートルまで | | | 155円 |
| | | | | | 100立方メートルを超え500立方メートルまで | | | 165円 |
| | | | | | 500立方メートルを超え1,000立方メートルまで | | | 170円 |
| | | | | | 1,000立方メートルを超えるもの | 175円 | | |
| | | | | 工業用水 | | 1立方メートルにつき | 175円 | |
| | | | | その他 | 管理者が別に定める | | | |
| ※消費税抜き | | | | | | | | |
| <p>水道水以外の水を使用した場合の使用水量の認定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水以外の水の使用水量については、1世帯3人までは1ヶ月当り10立方メートルとし、3人を超える場合は、1人増すごとに1ヶ月当り2立方メートルを加えた量を使用水量とする。</p> <p>(2) 井戸水が水道水と併用される場合は、水道の使用水量に前号に規定する計算による量の2分の1を加算して使用水量とする。</p> <p>■ 問い合わせ先 上下水道部 38-3117</p> | | | | | | | | |

上下水道関係住民サービス事業一覧

| 番号 | 分類 | 事業名 | 対象者 | 内 容 | 備考 |
|----|----------------|-------------------|-----|--|----|
| 5 | 家庭生活 (上下水道) | 下水道受益者負担 金 | お客様 | <p>公共下水道計画区域 : 160円/平方メートル</p> <p>公共下水道計画区域外 : 320円/平方メートル</p> <p>特定環境保全公共下水道区域 : 320円/平方メートル</p> <p>農業集落排水区域 : 320円/平方メートル</p> <p>■問い合わせ先 上下水道部 38-3117</p> | |
| 6 | 家庭生活 (上下水道) | 合併処理浄化槽設 置整備事業 | 町民 | <p>公共下水道(特環含む)及び農業集落排水でない区域では、合併処理浄化槽を設置し、水洗トイレ等を使用することができます。</p> <p>詳しくは、上下水道部までご連絡ください。</p> <p>協議会入会金 : 320円/平方メートル</p> <p>■問い合わせ先 上下水道部 38-3117</p> | |

